

## 北広島市緑のまちづくり審議会について

### 1 緑のまちづくり審議会とは

北広島市緑のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）は、昭和62年4月に北広島市緑のまちづくり条例に基づき設置され、組織及び審議事項が規定されている。

委員定数は、10人以内で任期は2年。運営等に関し必要な事項は、「北広島市緑のまちづくり条例施行規則」で定めている。

### 2 審議事項

- (1) 緑の基本計画の策定・変更（条例第5条）
- (2) 緑保全地区の指定・解除・変更（条例第6条）
- (3) 保存樹の指定・解除・変更（条例第9条）
- (4) 市長の諮問する緑化の推進等に関する重要事項（条例第17条）

### 3 これまでの主な審議内容

- (1) 北広島市緑の基本計画の策定・改訂について
- (2) 北広島市緑保全地区の指定について
- (3) 北広島市森林整備計画策定について

○北広島市緑のまちづくり条例（昭和61年12月19日条例第22号）《抄》

第2章 緑の基本計画

（緑の基本計画の策定）

第5条 略

- 3 市長は、第1項の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、北広島市緑のまちづくり審議会の意見を聞かなければならない。

略

第3章 緑の保全

第1節 緑保全地区

（緑保全地区の指定）

第6条 略

- 2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、北広島市緑のまちづくり審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、その土地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）と協議のうえ、これを行うものとする。
- 4 市長は、保全地区を指定するときは、その名称及び区域を告示しなければならない。
- 5 保全地区の指定は、前項の告示によりその効力を生ずる。
- 6 市長は、保全地区の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

略

- 9 第2項から第5項までの規定は、保全地区指定の解除及び変更について準用する。

略

第2節 保存樹

（保存樹の指定）

第9条 略

- 4 第6条第2項から第6項までの規定は、保存樹の指定、指定の解除及び変更について準用する。

第6章 北広島市緑のまちづくり審議会

（設置）

- 第17条 市長の諮問に応じ、緑化の推進等に関する事項を調査審議するため、北広島市緑のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、緑化の推進等に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第 18 条 審議会の委員の定数は、10 人以内とし、緑化の推進等に関し知識経験を有する者及びその他市民のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 19 条 委員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 20 条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(運営等)

第 21 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

○北広島市緑のまちづくり条例施行規則（昭和 61 年 12 月 20 日規則第 18 号）《抄》

(審議会の運営等)

第 8 条 条例第 21 条に規定する緑のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の運営等については、次の各号に定める事項により行うものとする。

(1) 審議会の会議は、必要のつど会長が招集する。

(2) 会長は、会議の議長となる。

(3) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(4) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(5) 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

会議次第 7

議事

(1) 議案

会長選出

会長 \_\_\_\_\_

○北広島市緑のまちづくり条例 (昭和 61 年 12 月 19 日条例第 22 号)《抄》

第 20 条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(2) 協議事項

① 会議及び会議録の公開について

会議については、傍聴を希望する市民に公開することとします。

また、会議録については、委員名簿を含め、市のホームページに掲載します。

○北広島市情報公開条例（平成11年3月24日条例第2号）《抄》

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。

(実施機関の責務)

第3条 略

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

(会議の公開)

第 20 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

② 緑のまちづくりについて